



# 第20回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2023年6月29日（木曜日）午前10時

**開催場所** 東京都千代田区神田美土代町7番地  
住友不動産神田ビル ベルサール神田 2階  
イベントホール

（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

**議案** <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
<株主提案（第4号議案および第5号議案）>  
第4号議案 剰余金の処分の件  
第5号議案 定款一部変更の件(取締役報酬の個別開示について)

## 目次

第20回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告	27
株主総会参考書類	33

証券コード 3431  
2023年6月8日  
(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

## 株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町9番19号  
宮地エンジニアリンググループ株式会社  
代表取締役社長 青田 重利

### 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.miyaji-eng.com/zaimu/meeting.html>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「第20回定時株主総会」より、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3431/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「宮地エンジニアリンググループ」又は「コード」に当社証券コード「3431」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、決議事項につきましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2023年6月28日(水曜日)午後5時50分まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2023年6月29日（木曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル ベルサール神田 2階イベントホール (会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第20期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第20期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>&lt;会社提案（第1号議案から第3号議案まで）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件</li> <li>第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</li> </ul> <p>&lt;株主提案（第4号議案および第5号議案）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第4号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第5号議案 定款一部変更の件(取締役報酬の個別開示について)</li> </ul>
<b>4 議決権行使にあたっての注意事項</b>	各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求いただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しが続いている一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、わが国経済を取り巻く環境は厳しさが増えています。

そのような状況下においても公共投資は底堅く推移しており、当社グループの主力である道路橋・鉄道橋などの橋梁事業におきましても、当連結会計年度も新設関連および大規模更新・保全関連それぞれで3,000億円近い工事が発注され、前連結会計年度並みの発注量となりました。

このような環境下、受注高につきましては、技術的難易度の高い大型の新設関連、大規模更新・保全関連、鉄道関連、沿岸構造物などの受注により666億50百万円（前年同期比4.2%増）となりました。

その具体的な内容は次のとおりであります。

新設関連：令和2年7月豪雨球磨川水害により流失した橋梁の復旧工事である国道219号災害復旧 鎌瀬橋上部工工事（国土交通省）をはじめとした受注により、242億35百万円を受注しました。

大規模更新・保全関連：令和2年度 佐世保道路 佐世保高架橋（拡幅）工事（西日本高速道路株式会社）をはじめとした受注により、144億89百万円を受注しました。

鉄道関連：北海道新幹線 尻別川橋りょう（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）をはじめとした受注により、164億75百万円を受注しました。

沿岸構造物：令和3年度 横浜港新本牧地区護岸（防波）本体工事（国土交通省）や民間からの高難度案件の受注により、87億52百万円を受注しました。

売上高につきましては、手持ち工事が概ね順調に進捗したものの、年度内の売上を想定していた新規案件の受注時期が遅れ、工場の操業が想定より低くなったことと、大型案件の年度末の出来高が翌年度に繰り越したことが影響して、期首計画の650億円を大幅に下回る602億79百万円（同3.9%増）となりました。

その具体的な内容は次のとおりであります。

新設関連：首都圏中央連絡自動車道 五霞高架橋（鋼上部工）工事（東日本高速道路株式会社）や海老江工区鋼桁および鋼製橋脚工事（阪神高速道路株式会社）などの進捗により、203億22百万円を売り上げました。

大規模更新・保全関連：中国自動車道（特定更新）吹田 J C T～中国池田 I C 間橋梁更新工事（西日本高速道路株式会社）や高速1号羽田線（東品川棧橋・鮫洲埋立部）更新工事（首都高速道路株式会社）などの進捗により、218億37百万円を売り上げました。

鉄道関連：横浜環状南線架設（株式会社大林組他 J V）や京阪淀川東 B O 架設（鹿島建設株式会社）などの進捗により、128億76百万円を売り上げました。

大空間・特殊建築物：北海道ボールパーク鉄骨（株式会社大林組他 J V）などの進捗により、17億44百万円を売り上げました。

沿岸構造物：令和3年度 横浜港新本牧地区護岸（防波）本体工事（国土交通省）や国際拠点港湾広島港 宇品地区 岸壁改良工事（広島県）などの進捗により、24億16百万円を売り上げました。

損益につきましては、エネルギー価格の高騰などによる悪化影響はあるものの、工場構内ヤードの有効活用促進などの生産効率化、工事採算性向上の取り組み、働き方改革による業務効率化などにより計画を維持する見込みでしたが、繰り越しなどによる売上減の影響を受け、営業利益は51億27百万円（同11.8%減）、経常利益は53億73百万円（同10.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は30億77百万円（同9.7%減）となりました。

#### 当連結会計年度の受注高、完成工事高および受注残高

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 受注残高	当連結会計年度 受注高	合 計	当連結会計年度 完成工事高	当連結会計年度 受注残高
橋 梁	92,365	64,520	156,886	57,985	98,901
建 築 他	1,921	2,129	4,051	2,293	1,757
合 計	94,286	66,650	160,937	60,279	100,658

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、次のとおり実施いたしました。

宮地エンジニアリング株式会社

兵庫倉庫 油圧式クレーン

2023年2月配備

エム・エムブリッジ株式会社

広島機材センター トラベラークレーン

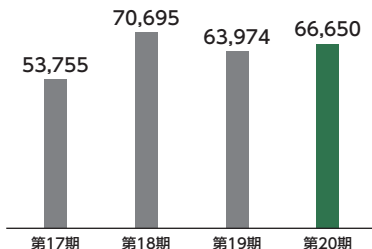
2022年9月取得

## ③ 資金調達の状況

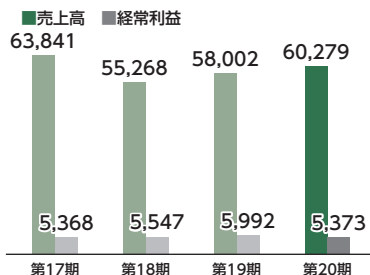
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

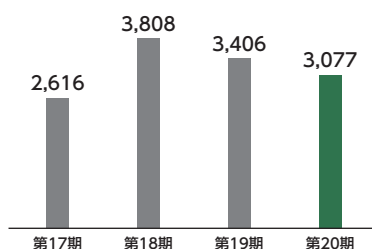
■ 受注高 (単位：百万円)



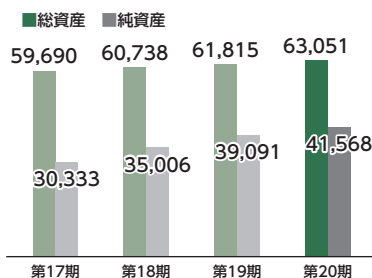
■ 売上高／経常利益 (単位：百万円)



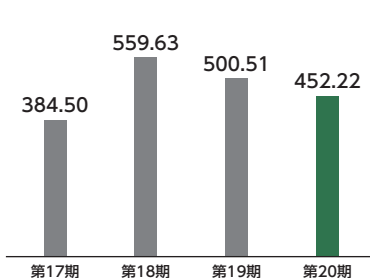
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



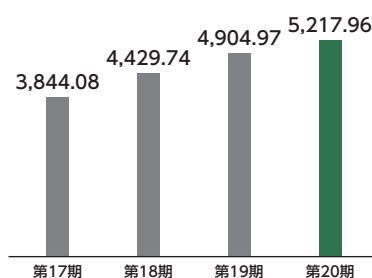
■ 総資産／純資産 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分	第17期 (2020年3月期)	第18期 (2021年3月期)	第19期 (2022年3月期)	第20期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
受 注 高(百万円)	53,755	70,695	63,974	66,650
売 上 高(百万円)	63,841	55,268	58,002	60,279
経 常 利 益(百万円)	5,368	5,547	5,992	5,373
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,616	3,808	3,406	3,077
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	384.50	559.63	500.51	452.22
総 資 産(百万円)	59,690	60,738	61,815	63,051
純 資 産(百万円)	30,333	35,006	39,091	41,568
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	3,844.08	4,429.74	4,904.97	5,217.96

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
宮地エンジニアリング株式会社	1,500	100.00	橋梁、鉄骨その他鋼構造物の設計、製作、架設、据付、維持補修 P Cの設計、製作ならびに土木工事の施工・工事管理、鉄骨・鉄塔・大空間構造物組立
エム・エムブリッジ株式会社	450	51.00	橋梁、沿岸構造物等の設計、製造、据付、販売および修理

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	宮地エンジニアリング株式会社
特定完全子会社の住所	東京都中央区日本橋富沢町9番19号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	8,826百万円
当社の総資産額	9,868百万円



#### (4) 対処すべき課題

2023年度におけるわが国経済の見通しにつきましては、総合経済対策を迅速かつ着実に実行し、物価高を克服しつつ、計画的で大胆な投資を官民連携で推進するなど新しい資本主義の旗印の下、わが国経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せるための施策が推進されることが期待されます。しかしながら、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスク、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

そのような状況下においても、当社グループの主力である橋梁事業につきましては、2023年度の発注見通しとして新設関連で2,800億円（当社推定値）、大規模更新・保全関連で3,200億円（当社推定値）と前年度と同規模程度の発注量が見込まれております。通常の新設橋梁においては厳しい受注競争が続いている一方、質的にも量的にも高い技術力と施工能力が求められている高速道路の大規模更新工事においては事業規模約7兆円で今後も順調な発注が見込まれており、更には高難度ビッグプロジェクトの推進も見込まれていることから、中期的に当社グループが飛躍する事業環境であると考えます。また、鉄道関連についてもコロナ禍で厳しい事業環境におかれていたものの、首都圏ではターミナル駅の再開発事業や連続立体交差事業、大型跨線橋やJR・私鉄各社の高架化、改築工事などを中心に数多くの計画が予定されており、高難度工事における当社グループのもつ安全・安心な技術力が強みを発揮できるものと考えております。

このような事業環境の中、グループとしての経営管理体制を一層強化してより強固な収益基盤にするとともに、グループの中核である宮地エンジニアリング株式会社とエム・エムブリッジ株式会社と一体となり、他社よりも一歩先を行く会社としてステークホルダーの皆様と「共に歩み」「共に成長する」企業とするため、当社は2022年度を初年度とする中期経営計画を策定し、その初年度においては概ね計画に近い業績を達成することができました。今後も引き続き、国内鋼橋市場の変化・動向を踏まえ、持てる経営資源を新設関連工事、大規模更新・保全関連工事、民間工事（鉄道関連、大空間・特殊建築物、沿岸構造物の工事を含む）に適切に配分した最適経営を行うとともに、技術開発やDX（デジタルトランスフォーメーション）に基づく生産性向上ならびに人材の確保・育成、女性活躍を推進し、働き方改革を進め、中期経営計画の達成に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループは、橋梁、鉄骨等の鋼構造物の調査診断・点検、設計、製作、架設、補修・補強の請負ならびに土木工事、プレストレストコンクリート工事の設計、施工・工事管理の請負を主として行っております。

(当社の事業内容)

当社は、宮地エンジニアリング株式会社、エム・エムブリッジ株式会社等の子会社の事業活動の支配、管理を目的とする持株会社であります。

**(6) 主要な営業所および工場** (2023年3月31日現在)

当	社	本	社	東京都中央区日本橋富沢町9番19号	
宮地エンジニアリング株式会社		本	社	東京都中央区日本橋富沢町9番19号	
		支	社	関西（大阪市西区）	
		営	業	所	札幌、仙台、名古屋、広島、福岡、沖縄
		工	場		千葉（千葉縣市原市）
エム・エムブリッジ株式会社		本	社	広島県広島市西区観音新町一丁目20番24号	
		支	店	東日本（東京都中央区）、西日本（大阪市西区）	
		営	業	所	東北（仙台市青葉区）、横浜、中部（名古屋市中区）、九州（福岡市博多区）
		工	場		市原（千葉縣市原市）
		事	業	所	富山（富山県射水市）、長崎

**(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)****① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
770名	20名増

(注) 使用人数は就業人員で記載しております。

**② 当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	—	51.9歳	24.6年

(注) 1. 使用人数は就業人員で記載しております。

2. 当社使用人は、宮地エンジニアリング株式会社およびエム・エムブリッジ株式会社からの出向者であり、平均勤続年数は同社での勤続年数を通算しております。

**(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 27,677,800株
- ② 発行済株式の総数 6,919,454株
- ③ 株主数 3,554名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	698	10.27
E S G 投資事業組合	520	7.65
光 通 信 株 式 会 社	342	5.04
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	327	4.81
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	266	3.92
立 花 証 券 株 式 会 社	260	3.83
宮 地 取 引 先 持 株 会	230	3.39
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	199	2.93
チ ャ レ ン ジ 2 号 投 資 事 業 組 合	160	2.35
日 本 製 鉄 株 式 会 社	157	2.32

(注) 持株比率は、自己株式（114,381株）を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

## ① 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	青田重利	
代表取締役	上原正	グループ企画管理本部長 宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役社長
取締役	池浦正裕	エム・エムブリッジ株式会社 代表取締役社長
取締役	成瀬進	
監査等委員	太田英美	
監査等委員	辻川正人	
監査等委員	樋口真人	

- (注) 1. 取締役成瀬進氏ならびに監査等委員である取締役太田英美氏、辻川正人氏および樋口真人氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・2022年6月28日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、取締役永山弘久氏、西垣登氏および平島崇嗣氏は任期満了により退任いたしました。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役成瀬進氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が役員として職務執行につき行った行為（不法行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為が行われていた場合には填補の対象としないこととしております。

## ④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、当社が持株会社であり、グループ会社の監督機能を担うことから、基本報酬のみとしております。

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬としております。

当社の取締役の個人別の報酬の額またはその算定方法は、毎年定時株主総会後の取締役会において、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、同一階層の会社の一般例、従業員の給与水準との均衡、経営の一般状況等を総合的に考慮し、指名・報酬委員会の答申を受け取締役会に諮ります。その決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長青田重利であり、会社の業績や経営内容、経済情勢、また各取締役の担当職務、貢献度等を勘案して決定いたします。なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を実施でき、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためです。こうしたことから取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員会で決定する予定であります。

## ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	27,018 (4,800)	27,018 (4,800)	－ (－)	－ (－)	6 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	41,418 (19,200)	41,418 (19,200)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

- (注) 1. 上記には、2022年6月28日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 上記取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、該当がないため、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 当事業年度において、取締役が子会社から、役員として受けた報酬等の総額は213,515千円(うち退職慰労金支給額2名129,305千円)であります。

## ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会において、年額120百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。また、年額のうち社外取締役分は12百万円以内とする。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は7名(うち社外取締役1名)であります。取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 取締役 成瀬進

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

開催された取締役会9回のうちすべてに出席し、主に行政分野において培われた国内外での豊富な知識、経験とグローバルな視点から、取締役会において、当該視点から出席の都度適宜積極的に意見を述べており、特に行政分野に対する専門的な立場から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が5回行われております。

### ロ. 取締役（監査等委員） 太田英美

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

日之出水道機器株式会社の取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

開催された取締役会9回のうちすべてに、また、監査等委員会9回のうちすべてに出席し、鋼構造物の権威であり、その知識、経験など専門的見地から、民間企業における経営者としての豊富な経験を踏まえ、取締役会において、当該視点から出席の都度適宜積極的に意見を述べており、特に鋼構造物に対する専門的な立場から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が5回行われております。監査等委員会において、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

### ハ. 取締役（監査等委員） 辻川正人

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社立花エレテックの社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

開催された取締役会9回のうちすべてに、また、監査等委員会9回のうちすべてに出席し、弁護士としての専門的知見・経験と異業種他社の社外取締役など多くの経験を活かした多面的な見識から、取締役会において、出席の都度適宜積極的に意見を述べており、特に会社法の分野や労務問題に精通しており、その経験と見識から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書



面による取締役会決議が5回行われております。監査等委員会において、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

## 二. 取締役（監査等委員） 樋口真人

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社ヒガシトゥエンティワン、太陽ケーブルテック株式会社および日本BS放送株式会社の社外取締役であります。当社と3社との間には特別の関係はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

開催された取締役会9回のうちすべてに、また、監査等委員会9回のうちすべてに出席し、様々な社会事象・課題に対応し、ガバナンスのトップとして、捜査・調査や再発防止策の指揮・指導などの経験が豊富であり、その見地から取締役会において、出席の都度適宜積極的に意見を述べており、ガバナンスやコンプライアンスの観点から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が5回行われております。監査等委員会において、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
(イ) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	千円 22,000
(ロ) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

##### 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、グループ全体の取締役および使用人が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための基準を示した、当社グループとしての「企業行動憲章」、「行動規範」を制定し、その周知・徹底を図るとともに、当社および各事業子会社に「内部通報規程」を制定し、コンプライアンスについて社内・社外（弁護士）の二通りの通報相談窓口を設ける。

ロ. 当社および各事業子会社は、コンプライアンス・リスク管理担当役員を任命し、コンプライアンス体制とリスク管理体制の構築・整備を管理・統括させる。

ハ. 当社は、グループ全体のコンプライアンス体制とリスク管理を横断的に統括する組織として、当社社長を委員長とし、取締役ならびに弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス・リスク管理に関する重要問題を審議し、体制の構築・整備を図る。

「コンプライアンス・リスク管理委員会」は審議・決定した事項を、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。

ニ. 当社は、監査室を設置する。監査室は、監査等委員会および事業子会社の内部監査部門と緊密な連携をとり、グループ全体の業務執行、コンプライアンス・リスク管理状況の監査を定期的に行い、コンプライアンス・リスク管理委員会にその結果を報告する。

ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たないことを「企業行動憲章」、「行動規範」に定めるとともに、定期的に外部専門機関ほかと情報交換を行うなど情報収集に努め、被害防止を図る。また、不当な要求を受けるなどの事案が発生した場合には、外部専門機関・顧問弁護士と連携して対応する体制を構築する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書その他の職務の執行および意思決定に係る記録や文書を、「文書管理規程」等の社内規程に定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理する。

また、これらの情報は、監査等委員会から閲覧要請があった場合、いつでも閲覧可能とする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」でグループ全体のリスク管理の基本方針、推進体制その他重要事項を審議・策定し、グループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の構築・整備に努める。
- ロ. 品質管理、安全管理、コンプライアンスおよび情報セキュリティ等の各事業子会社の業務に付随するリスクについては、各事業子会社で規程・ガイドライン・対応マニュアルなどを制定・整備し、それらの周知・徹底を図る。
- ハ. 災害等不測の事態が発生した場合には、社長の指揮の下に対策本部を設置し、損害の拡大の防止と事業活動の継続を図る。
- ニ. 当社の監査室および事業子会社の内部監査部門による、リスク管理状況の定期的な監査を実施し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則に定めた当社および事業子会社の経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌・職務権限規程において、それぞれの権限と責任、執行手続きを明確化し、効率的な職務執行を行う。
- ハ. 当社は、グループ全体の中期・年次計画を策定し、これに基づき各事業子会社は、個別の中期・年次計画および具体的な年次の目標・行動計画・予算を策定し、それに基づく月次・四半期業績管理を実施する。
- ニ. 主要な事業子会社は、執行役員制度に基づく、業務執行権限の執行役員への委譲、経営・監督と業務執行責任との権限の明確化、効率かつ迅速な意思決定と業務執行を推進する。
- ホ. 各事業子会社は、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況を監督する。
- ヘ. 主要な事業子会社は、代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため取締役・執行役員で構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置して審議を行う。

### ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、持株会社として、当社の取締役が、取締役会を通じて当社グループ全体の重要事項の決定および事業子会社の経営管理、業務執行の監督を行う。
- ロ. 主要な事業子会社においても業務の決定および執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役および会計監査人を設置する。
- ハ. 当社は、当社グループ共通の経営理念および企業行動憲章、行動規範、法令遵守マニュアルを策定・見直し、グループ全体への周知・徹底を図る。
- ニ. 当社は、「関係会社管理規程」等の規定により事業子会社の当社への承認・報告ルールを定め、これに基づき各事業子会社の経営管理および経営指導体制を構築・整備する。
- ホ. 監査室および事業子会社の内部監査部門は、定期的に事業子会社の監査を実施し、業務の適正化を推進する。
- ヘ. 各事業子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、性質、機関の設計その他会社の特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを構築・整備する。
- ト. 各事業子会社は、当社のグループ会社として、その経営方針、企業集団の管理体制を尊重しつつ、法令・定款を遵守し、企業の独立性・独自性を堅持した企業運営を行う。

### ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助するスタッフを配置するとともに、監査室を中心に関係部門が監査等委員会の職務をサポートする。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助する使用人の任免・異動、人事考課については、監査等委員会の意見を聴取し、尊重する。また、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。

### ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに各事業子会社の取締役および使用人は、当社監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為についても遅滞なく報告する。
- ロ. 当社は、内部通報制度の運用により、全社的に重大な影響を及ぼす事項、重大な法令・定款違反行為について、監査等委員会への適切な報告体制を構築・整備する。
- ハ. 当社は、当該報告した者が報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定め、周知・徹底を図る。

⑧ **監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について費用の請求を行ったときは、速やかに処理する。

⑨ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ．監査等委員の取締役会その他重要な会議への出席等、会社の重要情報に対するアクセス権を保障する。

ロ．監査等委員会は、当社社長および各事業子会社の社長等と定期的に情報・意見交換を行う。

ハ．監査等委員会は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。

ニ．監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

**業務の適正を確保するための体制の運用状況**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **コンプライアンスに関する取り組み**

グループ全体の役員等の行動基準を示した「企業行動憲章」、「行動規範」をイントラネットに掲示するとともに、適宜、コンプライアンス研修等にて周知・徹底を図っております。

また、主要な事業子会社において、社外講師およびeラーニングシステムによるコンプライアンス研修を実施して、コンプライアンスマインドの向上に努めております。

内部通報制度については、社内・社外（弁護士）の内部通報窓口を設置し、問題の早期発見、不正行為等の未然防止の体制を整備しております。また、内部通報規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

当社の監査室および事業子会社の内部監査部門は、連携して、グループ全体の業務執行、内部統制システムの整備・運用状況、コンプライアンス・リスク管理状況の監査を、監査計画に基づき実施し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へその結果を報告しております。

② **リスク管理に関する取り組み**

安全管理、品質管理、コンプライアンス、情報セキュリティ等の企業活動に潜在するリスクについて、各事業子会社で社内規程、対応マニュアル等を制定するとともに、施工検討会、教育・研修、安全パトロール、内部監査等の実施により、グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクの未然防止に努めております。

### ③ 取締役の職務執行の効率性確保に関する取り組み

当社は、グループ全体の中期経営計画を策定し、各事業子会社は、これに基づき年次の事業計画（目標・行動計画・予算）を策定しております。また、取締役・執行役員で構成される月次の経営会議などの会議体でその執行状況について報告しております。

### ④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

当社は、「関係会社管理規程」等の規定に基づき、各事業子会社の経営上の重要事項について報告を受け、必要に応じて承認しております。また、各事業子会社は、自社の規模、性質等に即した内部統制システムを整備・運用し、その有効性を内部監査で確認しております。

### ⑤ 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取り組み

監査等委員は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役および使用人等からの業務執行状況の報告、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人との情報・意見交換等により、監査の実効性の確保を図っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率および1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額については、表示単位未満を四捨五入しております。



## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金 額           |
|----------------------|---------------|
| (資産の部)               |               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>43,185</b> |
| 現 金 預 金              | 13,615        |
| 受取手形・完成工事未収入金等       | 26,520        |
| 未 成 工 事 支 出 金        | 369           |
| 材 料 貯 蔵 品            | 82            |
| そ の 他                | 2,599         |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>19,866</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>12,968</b> |
| 建 物 ・ 構 築 物          | 2,046         |
| 機 械 ・ 運 搬 具          | 2,111         |
| 工 具 器 具 ・ 備 品        | 193           |
| 土 地                  | 7,660         |
| リ ー ス 資 産            | 138           |
| 建 設 仮 勘 定            | 818           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>372</b>    |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>6,524</b>  |
| 投 資 有 価 証 券          | 5,156         |
| 関 係 会 社 株 式          | 52            |
| 繰 延 税 金 資 産          | 935           |
| そ の 他                | 409           |
| 貸 倒 引 当 金            | △29           |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>63,051</b> |

| 科 目                        | 金 額           |
|----------------------------|---------------|
| (負債の部)                     |               |
| <b>流 動 負 債</b>             | <b>17,395</b> |
| 支払手形・工事未払金等                | 7,508         |
| 未 払 金                      | 349           |
| 未 払 法 人 税 等                | 943           |
| 未 成 工 事 受 入 金              | 4,225         |
| 完 成 工 事 補 償 引 当 金          | 543           |
| 工 事 損 失 引 当 金              | 2,528         |
| 賞 与 引 当 金                  | 792           |
| そ の 他                      | 505           |
| <b>固 定 負 債</b>             | <b>4,087</b>  |
| リ ー ス 債 務                  | 81            |
| 再評価に係る繰延税金負債               | 1,639         |
| 役員退職慰労引当金                  | 117           |
| 退職給付に係る負債                  | 2,247         |
| そ の 他                      | 1             |
| <b>負 債 合 計</b>             | <b>21,483</b> |
| (純資産の部)                    |               |
| <b>株 主 資 本</b>             | <b>29,812</b> |
| 資 本 金                      | 3,000         |
| 資 本 剰 余 金                  | 3,746         |
| 利 益 剰 余 金                  | 23,298        |
| 自 己 株 式                    | △232          |
| <b>其 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>5,695</b>  |
| その他有価証券評価差額金               | 2,404         |
| 土地再評価差額金                   | 3,240         |
| 退職給付に係る調整累計額               | 51            |
| <b>非 支 配 株 主 持 分</b>       | <b>6,059</b>  |
| <b>純 資 産 合 計</b>           | <b>41,568</b> |
| <b>負 債 純 資 産 合 計</b>       | <b>63,051</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額   | 金 額    |
|-------------------------------|-------|--------|
| 完 成 工 事 高                     |       | 60,279 |
| 完 成 工 事 原 価                   |       | 51,225 |
| 完 成 工 事 総 利 益                 |       | 9,053  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       | 3,925  |
| 営 業 利 益                       |       | 5,127  |
| 営 業 外 収 益                     |       |        |
| 受 取 利 息 配 当 金                 | 198   |        |
| 受 取 賃 貸 料                     | 23    |        |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 益               | 31    |        |
| そ の 他                         | 27    | 280    |
| 営 業 外 費 用                     |       |        |
| 支 払 利 息                       | 5     |        |
| 前 受 金 保 証 料                   | 21    |        |
| そ の 他                         | 7     | 34     |
| 経 常 利 益                       |       | 5,373  |
| 特 別 利 益                       |       |        |
| ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益             | 2     |        |
| そ の 他                         | 0     | 2      |
| 特 別 損 失                       |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 損                 | 41    |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損             | 3     |        |
| 減 損 損 失                       | 10    | 55     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       | 5,320  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 1,728 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △223  | 1,504  |
| 当 期 純 利 益                     |       | 3,815  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 738    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 3,077  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額          |
|------------------------|--------------|
| (資産の部)                 |              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>606</b>   |
| 現 金 預 金                | 214          |
| 売 掛 金                  | 93           |
| 前 払 費 用                | 1            |
| 未 収 入 金                | 294          |
| そ の 他                  | 2            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>9,261</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>0</b>     |
| 建 物                    | 0            |
| 工 具 器 具 ・ 備 品          | 0            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>5</b>     |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 5            |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>9,256</b> |
| 関 係 会 社 株 式            | 9,252        |
| 繰 延 税 金 資 産            | 0            |
| そ の 他                  | 2            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>9,868</b> |

| 科 目                  | 金 額          |
|----------------------|--------------|
| (負債の部)               |              |
| <b>流 動 負 債</b>       | <b>52</b>    |
| 未 払 金                | 35           |
| そ の 他                | 17           |
| <b>固 定 負 債</b>       | <b>0</b>     |
| 役員退職慰労引当金            | 0            |
| <b>負 債 合 計</b>       | <b>53</b>    |
| (純資産の部)              |              |
| <b>株 主 資 本</b>       | <b>9,815</b> |
| 資 本 金                | 3,000        |
| 資 本 剰 余 金            | 6,096        |
| 資 本 準 備 金            | 2,597        |
| そ の 他 資 本 剰 余 金      | 3,498        |
| <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>1,056</b> |
| そ の 他 利 益 剰 余 金      | 1,056        |
| 繰 越 利 益 剰 余 金        | 1,056        |
| <b>自 己 株 式</b>       | <b>△338</b>  |
| <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>9,815</b> |
| <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>9,868</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金     | 額            |
|-------------------------|-------|--------------|
| 売 上 高                   |       |              |
| 受 取 配 当 金               | 1,461 |              |
| 経 営 指 導 料               | 210   | 1,672        |
| <b>売 上 総 利 益</b>        |       | <b>1,672</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 207          |
| <b>営 業 利 益</b>          |       | <b>1,464</b> |
| 営 業 外 収 益               |       |              |
| 受 取 利 息                 | 0     |              |
| 未 払 配 当 金 除 斥 益         | 1     |              |
| そ の 他                   | 0     | 1            |
| 営 業 外 費 用               |       |              |
| そ の 他                   | 0     | 0            |
| <b>経 常 利 益</b>          |       | <b>1,466</b> |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>  |       | <b>1,466</b> |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3     |              |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △0    | 3            |
| <b>当 期 純 利 益</b>        |       | <b>1,463</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

宮地エンジニアリンググループ株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 辻村 茂樹  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 太田 裕士  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 石川 裕樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宮地エンジニアリンググループ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮地エンジニアリンググループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

宮地エンジニアリンググループ株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

東京事務所

|             |               |
|-------------|---------------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 辻 村 茂 樹 |
| 業 務 執 行 社 員 |               |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 太 田 裕 士 |
| 業 務 執 行 社 員 |               |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 石 川 裕 樹 |
| 業 務 執 行 社 員 |               |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宮地エンジニアリンググループ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

宮地エンジニアリンググループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 太 田 英 美 印

監査等委員 辻 川 正 人 印

監査等委員 樋 口 眞 人 印

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期視点に立った、持続性の高い企業体質の確立と企業価値の向上ならびに株主の皆様への還元を経営の重要な施策と考えると同時に、株主の皆様、ステークホルダーの皆様との共通のコンセプトである持続的成長のための投資など、バランスの良い資本政策を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき80円 総額は544,405,840円

なお、中間配当金として1株につき60円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき140円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

再任

1

あおた しげとし  
青田 重利(1947年9月28日生)  
男性所有する当社の株式数……3,826株  
取締役会出席状況………9/9回(100%)

## 【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】



|          |                                   |         |                                     |
|----------|-----------------------------------|---------|-------------------------------------|
| 1970年11月 | 株式会社宮地鐵工所入社<br>(現 宮地エンジニアリング株式会社) | 2007年6月 | 宮地建設工業株式会社取締役<br>(現 宮地エンジニアリング株式会社) |
| 1999年6月  | 同社大阪支社長                           | 2009年6月 | 株式会社宮地鐵工所専務取締役<br>専務執行役員社長補佐        |
| 2001年8月  | 同社橋梁営業本部副本部長<br>兼大阪支社長            |         | 兼経営企画本部長                            |
| 2002年6月  | 同社取締役橋梁営業本部長<br>兼海外業務部長           | 2010年6月 | 同社代表取締役社長                           |
| 2003年6月  | 同社取締役執行役員<br>橋梁営業本部長兼海外業務部長       | 2011年3月 | 宮地エンジニアリング株式会社<br>代表取締役社長           |
| 2004年6月  | 同社取締役執行役員営業本部長<br>兼海外業務部長         | 2011年6月 | 当社代表取締役副社長                          |
| 2005年6月  | 当社取締役                             | 2013年4月 | 当社代表取締役社長、現在に至る                     |
| 2007年6月  | 株式会社宮地鐵工所常務取締役<br>常務執行役員営業本部長     | 2019年6月 | 宮地エンジニアリング株式会社<br>代表取締役会長           |
|          |                                   | 2022年6月 | 同社相談役（現任）                           |

## 取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループで経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮するとともに、経営企画、営業を始めさまざまな部門に精通するなど、当社の代表取締役に相応しい経験と能力を有しております。特に、当社として大きなターニングポイントとなった株式会社宮地鐵工所と宮地建設工業株式会社の合併や、エム・エムブリッジ株式会社のグループ会社化等を強い信念を持って主導し、低迷していた業績からの復活と成長を実現していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

再任

うえ はら  
上原

ただし  
正

(1960年4月11日生) 所有する当社の株式数…… 647株  
取締役会出席状況…………… 9/9回 (100%)



**【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】**

|          |                                   |          |                                 |
|----------|-----------------------------------|----------|---------------------------------|
| 1983年 4月 | 株式会社宮地鐵工所入社<br>(現 宮地エンジニアリング株式会社) | 2019年 4月 | 同社取締役技術本部長                      |
| 2008年 4月 | 同社工事本部工事計画部長                      | 2019年 6月 | エム・エムブリッジ株式会社取締役                |
| 2009年 3月 | 同社営業本部技術提案室主幹(部長)                 | 2020年 6月 | 当社取締役                           |
| 2010年10月 | 同社技術本部技術部長                        | 2021年 4月 | 宮地エンジニアリング株式会社取締役常務執行役員営業本部副本部長 |
| 2011年 3月 | 宮地エンジニアリング株式会社<br>橋梁事業本部技術本部技術部長  | 2022年 4月 | 当社代表取締役グループ企画管理本部長、現在に至る        |
| 2013年 4月 | 同社橋梁事業本部千葉工場計画部長                  | 2022年 4月 | 宮地エンジニアリング株式会社<br>代表取締役社長(現任)   |
| 2015年 4月 | 同社執行役員千葉工場技術部長                    |          |                                 |
| 2017年 6月 | 同社取締役技術本部長兼技術部長<br>兼計画本部副本部長      |          |                                 |

**取締役候補者とした理由**

同氏は、当社グループで工事計画・設計技術分野での豊富な経験を有しており、特に超大型橋梁である明石海峡大橋（吊り橋）の施工に際しては、中心的な役割を果たしてまいりました。さらに、施工の面のみならず受注の面に関しても、設計部門をはじめ工事計画部門および営業部門でリーダーシップを発揮し、宮地エンジニアリング株式会社の大規模更新工事の受注を主導すると共に、経営者としても強いリーダーシップを発揮して好調な業績に貢献するなど、当社取締役に相応しい経験と能力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

再任

いけ うちら まさ ひろ  
池浦 正裕

(1959年2月7日生) 所有する当社の株式数…… 378株  
取締役会出席状況…………… 9/9回 (100%)



**【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】**

|          |                                                            |          |                 |
|----------|------------------------------------------------------------|----------|-----------------|
| 1982年 4月 | 三菱重工業株式会社入社                                                | 2017年 6月 | 同社常務執行役員社長室長    |
| 2008年 4月 | 三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社（現<br>エム・エムブリッジ株式会社）橋梁事業本部営<br>業統括部営業一部長 | 2019年 6月 | 同社取締役常務執行役員社長室長 |
| 2008年 6月 | 同社橋梁事業本部営業統括部長                                             | 2020年 4月 | 同社取締役常務執行役員     |
| 2009年10月 | 同社経営企画本部長                                                  | 2020年 6月 | 同社代表取締役社長（現任）   |
| 2012年 5月 | 同社新事業開発室調査役                                                | 2020年 6月 | 当社取締役、現在に至る     |
| 2014年 4月 | 同社社長室調査役                                                   |          |                 |
| 2015年 4月 | エム・エムブリッジ株式会社<br>執行役員社長室調査役                                |          |                 |

**取締役候補者とした理由**

同氏は、当社グループで鋼構造物業における営業分野などの豊富な経験を有しております。特に、本州四国連絡橋のような超大型工事における運営方法など実務面にも精通しており、その鋭い指導によりエム・エムブリッジ株式会社の業績を順調に伸ばしてきました。また、当社飛躍のきっかけともなったエム・エムブリッジ株式会社のグループ会社化においても慧眼的な発想で大きな役割を果たすなど、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



### 【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】

|          |                    |          |                       |
|----------|--------------------|----------|-----------------------|
| 1988年 4月 | 桜美ヒルズゴルフ練習場研修生     | 2013年10月 | テレビ解説開始               |
| 1988年 6月 | 日本女子プロゴルフ協会プロテスト合格 | 2016年 7月 | 日本サッカー協会              |
| 1988年 6月 | 国内ツアー参戦            |          | JFAこころのプロジェクト社会貢献 夢先生 |
| 1996年 1月 | アメリカツアー参戦          |          | 講師                    |
| 2000年 3月 | 国内ツアー参戦            |          | 現在に至る                 |
| 2010年 8月 | ひめっこゴルフスクールジュニア指導  |          |                       |

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、プロの厳しい世界を戦い抜いたアスリートとしての経験を活かし、男性主体となる取締役会においても、ダイバーシティ推進の重点課題である「女性活躍の推進」や「次世代育成支援対策推進」にも積極的に取り組み、客観的かつ女性ならではの視点で改革・改善を牽引することができる力強さを有しております。また、2016年からは、社会貢献活動として日本サッカー協会のJFAこころのプロジェクトにおける「夢先生」としても活躍しており、当業界とは全く異なる環境での経験を活かし、積極的なESG活動にも取り組む当社における社会貢献活動の指導者として、またダイバーシティ推進に基づく持続的成長に向けた経営の監督者として当社社外取締役に適任であると判断し、候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 平瀬真由美氏の戸籍上の氏名は、加藤真由美であります。
3. 平瀬真由美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 平瀬真由美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができるとは、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
5. 当社は、平瀬真由美氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同氏を同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、全員当該保険契約の被保険者となり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告13頁に記載のとおりであります。

### 第3号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

再任

1

お お た ひ で み  
**太田 英美**

(1947年12月19日生)

男性

所有する当社の株式数…… 0株

取締役会出席状況……… 9/9回 (100%)

監査等委員会出席状況…… 9/9回 (100%)



### 【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】

|         |                             |         |                                           |
|---------|-----------------------------|---------|-------------------------------------------|
| 1970年4月 | 新日本製鐵株式会社入社<br>(現 日本製鐵株式会社) | 2006年7月 | 新日鉄エンジニアリング株式会社代表取締役副社長(現 日鉄エンジニアリング株式会社) |
| 1993年7月 | 同社鉄構海洋事業部海洋鋼構造エンジニアリング部長    | 2010年7月 | 同社常任監査役                                   |
| 1999年7月 | 同社鉄構海洋事業部長                  | 2015年4月 | 日之出水道機器株式会社取締役(現任)                        |
| 2001年6月 | 同社取締役鉄構海洋事業部長               | 2018年6月 | 当社社外取締役                                   |
| 2005年4月 | 同社常務取締役エンジニアリング事業本部副本部長     | 2021年6月 | 当社社外取締役(監査等委員)、現在に至る                      |

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、国家プロジェクトの東京湾アクアラインに企画から建設まで、全てのプロセスで重要な役割を果たした数少ない経験者であり、さらに鋼鉄製海上空港の羽田空港D滑走路建設の国家プロジェクトを推進した鋼構造物の権威でもあり、当社の事業に精通し、この業界の高度な見識を有しております。また、民間企業における経営者としての経験も豊富で、多くの人脈を有しており、高い視点からの会社分析も期待されることから、当社の持続的成長への監督者とも言える、監査等委員である当社社外取締役として適任であると判断し、候補者いたしました。

候補者番号

再任

2

つじかわ まさと  
辻川 正人(1958年1月31日生)  
男性所有する当社の株式数…… 0株  
取締役会出席状況……… 9/9回 (100%)  
監査等委員会出席状況…… 9/9回 (100%)

## 【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】

|          |                             |         |                      |
|----------|-----------------------------|---------|----------------------|
| 1985年11月 | 司法試験合格                      | 2007年6月 | 株式会社立花エレテック社外取締役（現任） |
| 1988年4月  | 大阪弁護士会登録                    | 2019年6月 | 当社社外監査役              |
| 1988年4月  | 関西法律特許事務所入所                 | 2021年6月 | 当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る |
| 1994年1月  | 同事務所パートナー                   |         |                      |
| 2004年12月 | 弁護士法人関西法律特許事務所<br>社員弁護士（現任） |         |                      |

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての専門的知見、経験を有すると同時に、上場企業の監査役を経験し、現在もプライム市場の異業種他社社外取締役も兼務しており、それら多くの経験を活かした多面的な見識を有しております。また、弁護士法人のパートナー弁護士としての経営経験を有し、労務問題にも精通するとともに、会社法の分野においても文献を執筆し、他に裁判所の調停委員を務めるなどしており、その経験と見識は、当社経営の監督者とも言える、監査等委員である当社社外取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。

候補者番号

再任

3

ひぐち まさと  
樋口 真人(1957年6月5日生)  
男性所有する当社の株式数…… 0株  
取締役会出席状況……… 9/9回 (100%)  
監査等委員会出席状況…… 9/9回 (100%)

## 【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】

|          |                                          |          |                              |
|----------|------------------------------------------|----------|------------------------------|
| 1982年4月  | 警察庁入庁                                    | 2019年6月  | 株式会社ヒガシトゥエンティワン<br>社外取締役（現任） |
| 2007年1月  | 同捜査第二課長                                  |          |                              |
| 2009年10月 | 同情報通信企画課長                                | 2020年6月  | 当社社外監査役                      |
| 2011年9月  | 東京都青少年・治安対策本部長                           | 2021年6月  | 当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る         |
| 2013年6月  | 福岡県警察本部長                                 | 2021年8月  | 太陽ケーブルテック株式会社<br>社外取締役（現任）   |
| 2015年1月  | 大阪府警察本部長                                 |          |                              |
| 2016年10月 | 第一東京弁護士会登録<br>樋口コンプライアンス法律事務所<br>弁護士（現任） | 2022年11月 | 日本BS放送株式会社<br>社外取締役（現任）      |

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、熊本県警察、福岡県警察、大阪府警察の警察本部長として、様々な社会事象・課題に対応し、ガバナンスのトップとして捜査・調査や再発防止対策の指揮・指導等を行った経験が豊富であり、警察退職後も弁護士として企業・団体等からコンプライアンスに関する各種相談を受け、その助言等を行っております。さらに、情報通信技術に関する知識を有するとともに他社の社外取締役としての経験もあり、ガバナンスやコンプライアンスに関する当社経営の監督者とも言える、監査等委員である当社社外取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。



- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 太田英美氏、辻川正人氏および樋口真人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 現在、太田英美氏、辻川正人氏および樋口真人氏は、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって太田英美氏は5年、辻川正人氏および樋口真人氏は2年となります。
4. 当社は、太田英美氏、辻川正人氏および樋口真人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合は、3氏と当該契約を継続する予定であります。
- 当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
5. 当社は、太田英美氏、辻川正人氏および樋口真人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3氏の選任が承認された場合は、引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、全員当該保険契約の被保険者となり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告13頁に記載のとおりであります。

【ご参考】

1. 選任後の取締役会の構成とスキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

| 氏名    | 地位               | 企業<br>経営 | 法務・<br>リスク<br>管理 | 営業・<br>販売 | 技術・<br>安全 | 財務・<br>会計 | 人事・<br>労務 | サステ<br>ナビリ<br>ティ | ガバナ<br>ンス | 国民<br>目線 |
|-------|------------------|----------|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------|-----------|----------|
| 青田重利  | 代表取締役<br>社長      | ●        | ●                | ●         |           | ●         | ●         | ●                | ●         |          |
| 上原正   | 代表取締役            | ●        |                  | ●         | ●         | ●         | ●         | ●                | ●         |          |
| 池浦正裕  | 取締役              | ●        | ●                | ●         |           | ●         | ●         | ●                | ●         |          |
| 平瀬真由美 | 取締役（社外）          |          |                  |           |           |           | ●         | ●                | ●         | ●        |
| 太田英美  | 取締役（社外）<br>監査等委員 | ●        | ●                |           | ●         | ●         |           | ●                | ●         |          |
| 辻川正人  | 取締役（社外）<br>監査等委員 | ●        | ●                |           |           |           | ●         | ●                | ●         | ●        |
| 樋口真人  | 取締役（社外）<br>監査等委員 |          | ●                |           | ●         |           | ●         | ●                | ●         | ●        |

## 2. 当社が必要とする取締役のスキル

当社は、高い技術力を必要とする公共工事を中心に社会インフラ整備で社会貢献しており、民間工事においても鉄道や大空間・特殊建築物、沿岸構造物などの公共性の高い工事を施工しています。

このような事業を営む上で必要とされる取締役のスキルを、次の通り定義しております。

| スキル      | 定義                                                                                                                                           |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業経営     | 経営的な苦難を乗り越えた経験とその中でも未来を創り出すことの出来る発想を持ち、ステークホルダーの皆様と「共に歩み」「共に成長する」企業として当社を指導・監督することができる能力。                                                    |
| 法務・リスク管理 | 市場環境の変化に対応した迅速な体制・プロセスの構築が必要となる当社の経営において、法務やリスク管理に対する幅広い見識を有し、企業経営に甚大な影響をもたらす法規制やさまざまなリスクを把握し、法的な観点より適切な対処法などについて指導・監督することができる能力。            |
| 営業・販売    | 公共事業を経営の中核とした受注産業の業態を理解し、現状の課題や市場の変化に対する影響などを的確に捉え、当社の営業方針や開発製品の販売方針などに対して指導・監督することができる能力。                                                   |
| 技術・安全    | 鋼構造物の設計・製作・現場施工において重要となる技術や安全管理に関連する知見を有し、当社事業における技術開発方針または安全管理体制に対しても指導・監督することができる能力。                                                       |
| 財務・会計    | 財務・会計に関して指導的立場で監督してきた経歴を有し、外部の監査法人と連携して財政状態と経営成績を監督し、粉飾決算などの不正会計を未然に防ぎ、企業としての会計上のコンプライアンスを確保することができる能力。                                      |
| 人事・労務    | 社員の能力を引き出し、自社の発展に貢献してもらうための制度改革への推進力を有するとともに、人材育成や労務に関連する知見を有し、労働法令に関するコンプライアンスへの意識も高く、外部の専門機関と連携して当社の活動を適切に指導・監督することができる能力。                 |
| サステナビリティ | 中長期的・持続的な成長・発展を続けていくために必要な環境や社会への取り組みに関する知見を有するとともに「社会との共存共栄」に対して深い見識を持ち、外部の専門機関と連携して、当社の社会貢献活動などに対して指導・監督することができる能力。                        |
| ガバナンス    | 企業のガバナンスにおいて重要な要素となるコーポレートガバナンス、内部統制、コンプライアンス、リスクマネジメントに対する意識が高く、危機を未然に防止するとともに社員のコンプライアンスに対する意識を高め、社会貢献する企業として当社を指導・監督することができる能力。           |
| 国民目線     | 当社は社会インフラ整備を通し社会貢献活動を行うプロ集団であり、国民生活の安全・安心を守る企業として、常に国民目線を忘れないことが重要と考えている。豊富な社会貢献活動などを通じた全く異なる環境での経験を活かし、当社の企業活動を国民目線より捉え、適切に指導・監督することができる能力。 |

## <株主提案（第4号議案および第5号議案）>

第4号議案および第5号議案は、株主からのご提案によるものであります。

なお、議案名、議案の要領および提案の理由は、提案株主から受領した本株主提案に係る書面の該当部分を原文のまま掲載しております。

### 第4号議案 剰余金の処分の件

#### ア 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものとする。

#### (ア) 配当財産の種類

金銭

#### (イ) 1株当たり配当額

以下 (a) 及び (b) のいずれか大きいほうの額。

(a) 当社の第20期事業年度における1株当たりの当期純利益の額から小数点以下を切り捨てた額（以下「実績EPS」という。）の70%に相当する金額から、第20期事業年度における中間配当金60円及び本定時株主総会において当社取締役会が提案し、本定時株主総会において承認された当社株式1株当たりの剰余金相当額を控除した金額とする（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には、実績EPSの70%の金額から第20期事業年度における中間配当金60円を控除した金額）。

(b) 当社の第20期事業年度における連結純資産の4%に相当する金額を、当社の発行済株式数（2023年3月31日現在の当社発行済み株式総数をさし、自己株式を除く。）で除した額。

#### (ウ) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社株式1株につき上記 (イ) の1株当たりの配当額（配当総額は、1株当たりの配当額に2023年3月31日現在の当社発行済み株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）。

#### (エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

#### (オ) 配当金支払開始日

定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

#### イ 提案の理由

東京証券取引所（以下「東証」という。）は、プライムとスタンダードの2市場に上場する

約3,300社に対し、資本コストや株価を意識した経営に取り組むよう求める通知文を出した上で、2023年3月31日、PBR（株価純資産倍率）が1倍を下回る上場企業に、株価水準を引き上げるための具体策を開示・実行するよう要請した。米国株などに比べ見劣りする日本株の魅力を高めるために、資本の水ぶくれによるPBRの低下を改善することが、日本の証券市場全体の大きな潮流となっている。

この点、当社の株価は、16年間（2007年3月期～2023年3月期、2014年3月期を除く）、PBR 1倍を大きく下回る状態が続いている。当社の2023年3月期第3四半期末の1株当たり純資産の額は5,979円であるのに対し、実際の当社株価は3,740円（2023年3月31日終値）である。

この原因は、当社が、株主への配当を8期連続無配（2006年3月期～2013年3月期）とし、復配（2014年3月期）後も極めて低い株主還元を続けるなどして、必要以上に株主還元を削って内部留保を貯め込んできたことにある。青田重利社長は、2005年6月に当社取締役就任し、2013年4月に代表取締役社長に就任し現在に至るが、既述した8期連続無配を決定した取締役の一人であり、自らは子会社からの役員報酬を得ながら、株主還元を怠り、株主軽視の経営を長期にわたり継続してきた張本人である。同氏は、長期にわたって内部留保と自らの報酬を最優先させており、資本効率を無視し、株主を軽視した経営が当社の企業価値を大きく毀損させている。

当社は、少なくとも、株価がPBR 1倍の5,979円になるようにすべきであり、現経営陣は、経営の姿勢を早急に転換すべきである。以下、提案者の主張を詳述する。

当社のPBRが1倍割れしていることは、当社のROE（自己資本利益率）が株主の求める最低リターン（資本コスト）に達していないことを意味している。当社は株主から預かった資本の価値を毀損しており、市場から、「上場失格」と評価されている状況といえる。PER（株価収益率）を上昇させるには成長性が求められるが、当社のこれまでの事業実績及び現経営陣の公表する資料からは、当社の成長ストーリーは全く見えてこず、当社の現経営陣がPERを上昇させることは期待できない。したがって、PBR 1倍の株価を達成させるにはROEを上昇させるしか手立てはないが、当社のROEは15.0%（2016年3月期）を境に低下を続け、足元は6.6%（2023年3月期第3四半期）である。原因は、本来株主価値向上のために株主還元に向けるべき資金を内部留保として貯め込んだことにある。

すなわち、当社の1株当たり配当金は、5円（2005年3月期）を最後に8期連続無配（2006年3月期～2013年3月期）に転落した。配当性向については、8期連続無配から1株当たり配当金2円と復配（2014年3月期）して以降、毎年10%前半（2021年3月期まで）で推移しており、8期連続無配の後には、8期連続低い配当性向となった。他方で、2022年3月期

においては、当社のフリーキャッシュフローは107億30百万円、現金同等物は156億79百万円、政策保有株式は48億89百万円、有利子負債は25億円返済して3億円のみとなった。もっとも、これらの潤沢なキャッシュフローは主に内部留保に向けられ、内部留保を99億63百万円貯め込む一方、配当金総額は9億52百万円にとどまった。1株当たり配当金は140円で、配当性向は27.95%と前期から引き続き低いままであった。

当社は銀行と50億円のコミットメントラインを締結しており、さらに当座貸し越し額を加えると200億円の融資枠を確保していることから、より充実した株主還元策をとっても十分手元にキャッシュが残り、事業運営に支障をきたさないことは明らかであり、これ以上内部留保を貯めこむ必要は全くない。当社がこれ以上内部留保を貯めこめば、当社の資本効率は更に悪化し、当社のPBR 1倍割れが今後も継続することは明らかである。

以上に加え、現在当社は、政策保有株式を53億43万円（その内、持ち合い株式は43億9184万円、2022年12月末）保有しており、政策保有株式の82.19%が持ち合い株式である。このような持ち合い株式が、当社のガバナンス機能の欠落や資本効率の低下を招いていることは明らかであり、当社は過大な政策保有株式の保有は即刻止めるべきである。

ところで、提案者は、2021年より手紙、メール、電話を通じて当社経営陣に面談を依頼したが、ことごとく無視され、2023年2月に当社独立社外取締役を含む全取締役面に面談依頼の手紙を出したところ、ようやく同年3月に上原正代表取締役IR担当及び瀬戸井裕執行役員IR室長との面談が実現した。その際、提案者は、上原正代表取締役に対し、当社のPER（株価収益率）及びBPS（1株当たり純資産）を問うたところ、いずれもわからないとの回答があり、PER、PBR（株価純資産倍率）及びROE（自己資本利益率）の求め方の関係式についても、わからないとの回答があり、提案者は、愕然とした。このような事実からも、当社の現経営陣が、当社の資本効率を改善する基礎となる知識を有さず、その意欲もないことが明らかである。

そこで、提案者は、当社の中期経営計画5ヵ年における「運転資本の増加 約60億円」（内部留保を含む）を、すべて、株主還元に充てた上で、合計120億円を株主還元策に充てるよう提案する。この場合、1株当たりの配当金は360円、配当性向は60%となる（2027年3月期）。さらに、政策保有株式53億43百万円（その内、持ち合い株式は43億9184万円、2022年3月期第3四半期）の売却代金手取り額を上記株主還元額に加えることにより、配当性向70%が実現できることになる。この配当性向70%を中期経営計画5ヵ年の間実施することにより当社のPBRは1倍に近づく。

以上の考えから、提案者は、1株当たりの配当額を上記（イ）のとおりとすることを提案するものである。念のため付言すると、この提案は、当社に対して過大な配当を求め、短期的な



利益のみを追求するということを企図するものでは当然ない。なぜなら、本提案は、2023年3月期連結決算の親会社株主に帰属する1株当たりの利益を超えない範囲で株主還元を行うことを提案するものであり、連結純利益を株主に還元しようとするもので、当社の事業に必要な資本からは、何ら株主への還元を求めるものではないからである。更に言えば、当社は中期経営計画5カ年の各種成長投資180億円を実施してもなお、キャッシュフローに余裕があるからである。

## ○株主提案に対する取締役会の意見

### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対します。

### ② 理由

本株主提案は、別紙の「第2 議案の要領及び提案の理由」及び当社の第20期事業年度の財政状況に基づき計算すると、1株当たり244.33円の追加配当を求めるものであり、既の実施済みの中間配当及び会社提案の期末配当の額と合わせると、1株当たり配当金額384.33円（配当金総額2,615,404,566円）、2023年3月期における親会社株主に帰属する当期純利益の84.9%に相当する額の配当を求めるものとなります。

当社グループは、中長期視点に立ち、持続性の高い企業体質の確立と企業価値の向上ならびに株主の皆様への還元を経営の重要な施策と考えると同時に、株主の皆様、ステークホルダーの皆様との共通のコンセプトである持続的成長のための投資など、バランスの良い資本政策を実施するという方針を基本としております。

株主還元については、経営の重要な施策として、2023年3月期の年間配当を1株当たり140円とし、2023年5月15日に開示した2024年3月期の年間の配当予想額は180円（普通配当160円、記念配当20円 連結配当性向35%）とさせていただきます。当社グループは、総還元性向30%を目安としつつ、中期経営計画を達成させ、更なる増配を目指すとともに、今後好業績時には機動的な株主還元を実施してまいります。

中期経営計画（2022～2026年度）の最終年度目標値の連結の売上高750億円、営業利益75億円、親会社株主に帰属する当期純利益40億円に向けて、当社グループが持続的に成長し続けるためには、当社のキャッシュ・フローの状況、自己資本を毀損するリスクにも十分留意しつつ、株主還元を確実に実施した上で、積極的に成長していくための投資に資金を振り向けていく必要があると考えております。

自己資本については、工事進捗に対応する運転資金として100～200億円程度（月商換算で2～4カ月分）、工事に伴う事故や大規模自然災害が発生した場合の対応費用（第三者賠償責任保険などにより備えています）、損失補填には限りがあり、それらの事態により暫く収入が



途絶えた場合でも生産復旧に投入できる経営資源が不可欠です。)として200億円程度(月商換算で4カ月分)が必要であり、これらを合わせて年間売上高の60%程度が自己資本として必要であると考えております。したがって、現状の業容における年間連結売上高650億円に対しては約400億円、中期経営計画最終年度目標の連結売上高750億円に対しては約450億円が、当社グループにおける持続的成長を担保するために必要な自己資本であると考えて、中期経営計画における自己資本比率を55%以上と決めました。

事業投資については、中期経営計画では5年間で、工場生産・現場施工能力の効率化・適正化のための工場や機材センターへの投資として150億円、新規事業開発と総合エンジニアリングの機能強化に30~50億円、これらを合わせた180~200億円の投資を予定しておりますが、営業利益率10%を目標とし、5年間のEBITDAを約400億円と見込んでおり、成長のための投資への資金の投入、将来の備えとしての内部留保の蓄積にバランス良く配分するとともに、好業績時の機動的な株主還元の実施など、資本効率の維持にも十分に留意して自己資本の水準を適切にコントロールしてまいります。

政策保有株式については、その縮減を推進し、純資産に対する割合を早期に10%以下まで低下させ、縮減に伴うキャッシュ・フロー(売却収入)の一部を株主還元の前資に充当してまいります。

上記のとおり、当社は、株主の皆様への還元と当社とステークホルダーの皆様と共通のコンセプトである持続的成長のためには、バランスの良い資本政策が重要であると考えており、本株主提案は、上記のような過大な株主還元を要求するものであって、当社の適正な資本政策のバランスを害するものと考えております。

したがって、当社取締役会は、上記の理由により本株主提案に反対します。

なお、本株主提案が承認可決された場合、配当額が当社単体のその他利益剰余金の額を超えるため、支払われる配当の一部はその他資本剰余金を原資としたものとなります。

また、提案株主は、当社のPBRが1倍を大きく下回る状況として、「2023年3月期第3四半期末の1株当たり純資産の額は5,979円」としてありますが、かかる数値は、2022年12月31日現在の連結貸借対照表に計上されている純資産の額を株式数で除した額であり、同日時点の純資産に含まれる非支配株主持分を控除した自己資本の額を株式数で除した正しい1株当たり純資産の額は5,140円であります。

また、本株主提案には、「提案者は、2021年より手紙、メール、電話を通じて当社経営陣に面談を依頼したが、ことごとく無視され、2023年2月に当社独立社外取締役を含む全取締役面に面談依頼の手紙を出したところ、ようやく同年3月に上原正代表取締役IR担当及び瀬戸井裕執行役員IR室長との面談が実現した。」との記載がありますが、当社は、担当部署であるIR室を中心として、2021年12月から7回の面談を実施しております。

## 定款一部変更の件(取締役報酬の個別開示について)

## ア 議案の要領

現行定款の第31条第2項として下記の条項を新設する。

「2 当社及び当社特定子会社の代表権のある取締役の報酬については、その多寡にかかわらず、毎年、事業報告書及び有価証券報告書において、個別に報酬額（うち使用人分給与がある場合はその額）、内容について開示するとともに、その決定方法を具体的に示す。」

## イ 提案の理由

公開企業における取締役報酬の個別開示は、米国、英国等の先進国では既に広く実施されており、投資活動の国際化を踏まえると、日本を代表する東京証券取引所プライム市場に上場する当社においても、先進国のリーディングカンパニーと同様の社内規範を堅持していることを国内外の投資家に示すべきと考える。よって、取締役報酬の個別開示については、企業活動の活性化の観点からも、これを採用すべきである。

この点、当社における従来の役員報酬についての開示は、2007年3月期以降、一人当たり役員報酬は少ない時で1,845千円、多い時でも5,950千円であった。同時期の当社従業員の平均年収が600万円台～900万円台とのことからすると、当社の取締役は従業員より少ない報酬で業務に励んでいると思われた。しかし、当社の役員報酬は一見少額であるようにみえるが、開示資料で公表されている額には、子会社からの役員報酬は記載されていない。更に使用人兼務取締役の使用人分給与も開示されていない。したがって、当社においては、一見少額の役員報酬を子会社からの役員報酬で補填しているのではないかという疑念があった。

そこで、提案者が、面談を通じて、当社現経営陣に対し、役員報酬についてより詳細な開示を繰り返し求めたところ、当社は、2022年3月期の役員報酬について開示を行い、その結果、当社の現経営陣の役員報酬の内訳は、当社から12,012千円、子会社から138,546千円、取締役報酬総額は150,558千円、一人当たり取締役役員報酬（期末取締役数2名、社外取締役は除く）は75,279千円と判明した。当社取締役の当社子会社からの報酬は、親会社である当社からの報酬と比較して、倍率にして11.53倍であり、2015年6月の株主総会で決議された取締役年間報酬額の上限である年額120百万円を遥かに超過していたのである。このことから、おそらく2022年3月期だけでなく、2015年以降の役員報酬も毎年上限額を超過している疑義が生じる。仮に、8期連続無配の時期も、当社の経営陣が多額の役員報酬を子会社から受け取っていたとすれば、由々しき問題である。

以上より、提案者は、当社及び当社特定子会社の代表権のある取締役（2023年3月期末対象3名）の報酬（使用人分給与を含む）の個別開示が実現されるように、定款を「議案の要領」記

載のとおりに変更することを提案するものである。

なお、提案者は、あわせて、2007年3月期以降についても、遡って、当社取締役の子会社からの報酬（使用人分給与を含む。）の開示を行うことを当社に要求する。株主に対して、8期連続無配、9期連続低い株主還元で報いた17年間に、青田重利社長はじめ、当社の代表取締役及び特定子会社の代表取締役が、当社及び特定子会社及び子会社から役員報酬をどれだけ得たのか明らかにすることが、今後の当社の開示姿勢、開示の透明性、更には株主還元の在り方の改善につながるようになるからである。提案者が求めているのは当社取締役の透明性の高い開示姿勢である。当社が隠蔽体質から一刻も早く脱却していただくことを求める。

## ○株主提案に対する取締役会の意見

### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対します。

### ② 理由

本株主提案では、「期末取締役数2名」とし、更に「当社の現経営陣の役員報酬の内訳は、当社から12,012千円、子会社から138,546千円、取締役報酬総額は150,558千円、一人当たり取締役役員報酬（期末取締役数2名、社外取締役は除く）は75,279千円と判明した。」と記載されていますが、2022年3月31日時点における取締役（社外取締役を除く）は6人であり、一人当たり取締役役員報酬は25,093千円であります。

なお、使用人として給与の支払いを受けている取締役は存在しません。

また、本株主提案では、「2015年6月の株主総会で決議された取締役年間報酬額の上限である年額120百万円を遙かに超過していたのである。」と記載されていますが、当社単体における報酬等の総額は、2022年3月期有価証券報告書に記載のとおり12百万円であり、株主総会で決議された取締役年間報酬額の上限を超過している事実はありません。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、毎年定時株主総会後の取締役会において、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、同一階層の会社の一般例、従業員の給与水準との均衡、経営の一般状況等を総合的に考慮して取締役会に諮っております。また、当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を決定するに当たり、指名・報酬委員会の諮問を受けることとしております。

また、役員報酬の開示については、法令に則り、株主総会招集ご通知で提供する事業報告及び有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額と支給人数について適正に開示しており、2021年度以降は、事業報告及び有価証券報告書において、子会社役員を兼任している場合の子会社における取締役報酬を含めた額を総額で表示しております。

このように、当社の取締役の報酬等の額の決定及び開示の方法はいずれも適切であると判断しております。

したがって、当社取締役会は、上記の理由により本株主提案に反対します。

以 上

## 定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田美土代町7番地  
住友不動産神田ビル ベルサール神田 2階イベントホール  
TEL 03-5281-3053



交通  
都営地下鉄新宿線 小川町駅 B6出口より 徒歩約2分  
東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B6出口より 徒歩約2分  
東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 A6出口より 徒歩約3分  
J R線 神田駅 北口より 徒歩約7分